

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パキスタン	パキスタン・イスラーム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	パキスタンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むパキスタンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	4,000,000千円 -----	H16.3.16 イスラマバード (同日)	日本側 渋谷 實在 パキスタン側 ワッকার・マスード・カーン 省次官	H16.10.1 638号
パキスタン	パロチスタン州基礎医療器材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	パロチスタン州基礎医療器材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 アラステック技術センター整備計画を実施するために必要な 1. 実習棟の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	289,000千円 H17.3.15まで	H16.3.16 イスラマバード (同日)	日本側 渋谷 實在 パキスタン側 ワッকার・マスード・カーン 省次官	H16.10.1 639号
パキスタン	アラステック技術センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	アラステック技術センター整備計画を実施するために必要な 1. 市内配水管の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 詳細設計に必要な役務の供与 アラホール市下水・排水施設改善計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の機材及び車両の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.及び2.の機材及び車両の操作・管理指導に必要な役務の供与	804,000千円 H17.3.31まで	H16.6.29 イスラマバード (同日)	日本側 渋谷 實在 パキスタン側 ワッকার・マスード・カーン 省次官	H17.3.25 148号
パキスタン	アラホール市下水・排水施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	アラホール市下水・排水施設改善計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の機材及び車両の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.及び2.の機材及び車両の操作・管理指導に必要な役務の供与	708,000千円 H17.3.31まで	H16.11.10 イスラマバード (同日)	日本側 田中 信明 パキスタン側 シュジャール・シャール 省次官	H17.6.27 521号
パキスタン	アラホール市下水・排水施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	アラホール市下水・排水施設改善計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の機材及び車両の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.及び2.の機材及び車両の操作・管理指導に必要な役務の供与	1,222,000千円 H18.2.16まで	H17.2.17 イスラマバード (同日)	日本側 田中 信明 パキスタン側 シュジャール・シャール 省次官	H17.8.1 720号
パキスタン	タウレンサ堰水門改修計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	タウレンサ堰水門改修計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	129,000千円 H18.2.16まで	H17.2.17 イスラマバード (同日)	日本側 田中 信明 パキスタン側 シュジャール・シャール 省次官	H17.8.1 721号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パキスタン	アラマイクバル放送大学教育設備改善計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	アラマイクバル放送大学教育設備改善計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の機材及び車両の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与	795,000千円 H118.3.23まで	H17.3.24 イスラマバードで (同日)	日本側 田中信明在パキスタン大使 タシクワン側 シェジャール・シヤール経済省次官	H17.6.23 494号
パキスタン	アラマイサラバード上水道整備計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	アラマイサラバード上水道整備計画を実施するために必要な 1. 上水道を整備するために必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	3,228,000千円 (H17年度 82,000千円) H18.3.31まで (H18年度 1,392,000千円) H19.3.31まで (H19年度 1,754,000千円) H20.3.31まで	H17.4.30 イスラマバードで (同日)	日本側 田中信明在パキスタン大使 タシクワン側 シェジャール・シヤール経済省次官	H17.6.24 511号
パキスタン	タウレンサ堰水門改修計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の交換公文	タウレンサ堰水門改修計画を実施するために必要な 1. タウレンサ堰水門の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 車両及びその輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	5,165,000千円 (H17年度 212,000千円) H18.3.31まで (H18年度 2,913,000千円) H19.3.31まで (H19年度 1,362,000千円) H20.3.31まで (H20年度 678,000千円) H21.3.31まで	H17.4.30 イスラマバードで (同日)	日本側 田中信明在パキスタン大使 タシクワン側 シェジャール・シヤール経済省次官	H17.6.24 512号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加註5) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パキスタン	イスラーム河洪水予警報システム整備計画に関する日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	イスラーム河洪水予警報システム整備計画を実施するために必要な 1. 機械及びその据付けに必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機械の操作指導に必要な役務の供与 イスラーム河洪水予警報システム整備計画を実施するために必要な 1. 手術棟の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 環境監視システム整備計画の実施するために必要な 1. 環境分析中央研究所の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2.及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 上記2.の機械の操作指導に必要な役務の供与	661,000千円 H18.3.31まで	H17.8.10 イスラーム バードで (同日)	日本側 東博史在パキスタン ン臨時代理大使 カリード・ パキスタン側 カリード・ サイード経済省次官	H17.8.29 858号
パキスタン	イスラームバード小児病院改善計画の日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	イスラームバード小児病院改善計画の日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	647,000千円 H18.3.31まで	H17.8.10 イスラーム バードで (同日)	日本側 東博史在パキスタン ン臨時代理大使 カリード・ パキスタン側 カリード・ サイード経済省次官	H17.8.29 859号
パキスタン	環境監視システム整備計画の日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	環境監視システム整備計画の日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	1,238,000千円 H18.3.31まで	H17.8.10 イスラーム バードで (同日)	日本側 東博史在パキスタン ン臨時代理大使 カリード・ パキスタン側 カリード・ サイード経済省次官	H17.8.29 860号
パキスタン	国道二十五号線（カラローワツド間）改修計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラーム共和国政府との間の交換公文	国道二十五号線（カラローワツド間）改修計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	103,000千円 H18.12.6まで	H17.12.7 イスラーム バードで (同日)	日本側 田中信明在パキスタン ン大使 カリード・ パキスタン側 カリード・ サイード経済省次官	H17.12.20 1177号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 口付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。